

平成29年度 村立認定こども園の預かり保育について

村立認定こども園では、子どもの健やかな成長を支える子育て支援のため、教育時間終了後、ご家庭で保育することが難しい園児を預かる「預かり保育」を行っています。（平成29年度から内容が一部変わります）

1 対象

村立認定こども園に在籍する1号認定児で、保護者が以下に該当する場合は、

- | |
|---|
| ①就労・就学 ②通院、家族の通院介助、看護・介護 ③学校行事や自治会などの会合参加
④妊娠・出産 ⑤病気・怪我・障がい ⑥求職活動 ⑦冠婚葬祭
⑧一時的な休息（月4回程度を限度とします）
⑨事故・災害・その他やむを得ず家庭での保育が困難 |
|---|

※ ①「就労」は自営業やその手伝い、「就学」は職業訓練校、②「通院」は健診を含みます。

※ 長期休業日（学年始・夏季・冬季・学年末）も対象は同じです。

2 実施日

- ・実施する日 ⇒認定こども園の開園日（長期休業日を含む）
 - ・実施しない日⇒土日、祝日、振替休日、年末年始（12月29日～1月3日）、
園長が指定する日（主に園行事日、学年始・学年末の準備日、災害など）
- ※新入園児は、入園式の翌日以降から実施します。

3 実施時間

通常保育期間 教育時間終了後から午後6時30分まで
長期休業日 午前8時40分から午後6時30分まで



4 利用料

利用園児の世帯区分	保育料区分	利用料（1日当たり）	
村民税所得割課税世帯	第3～5階層	2時間未満	350円
		2時間以上	700円
村民税所得割非課税世帯	第2階層	2時間未満	180円
		2時間以上	350円
生活保護法による被保護世帯	第1階層	2時間未満	0円
		2時間以上	0円

※預かり保育の時間中に給食の提供を受ける場合は、別途給食費を徴収します。

※「保育料決定通知書」の「保育料の月額」欄、「第0階層」をご確認ください。

（毎年度、4月・9月頃に配布されます）

5 保育対応

主に、在籍しているクラスで保育を行います。

6 利用方法

- ①預かり保育を利用したいときは、毎月中旬頃に、翌月分の申請書を認定こども園に提出してください。（期日等については園からお知らせします）やむを得ない事情がある時は、随時受け付けますので、お早めにご相談ください。認定こども園で内容を確認した後、後日、決定通知書をお渡しします。

理由	必要書類
就労	就労証明書
就学	在学証明書
妊娠・出産	母子手帳の写し
病気・怪我・障がい	診断書、障がい者手帳など

※ 利用する理由によって、書類の添付が必要ですので、左記をご確認ください（年度の初回申請時のみ）。状況に変更があった場合（就労先の変更等）は、再度書類を提出していただくことがありますので、速やかにお知らせください。

※ 就労証明書は、村の様式を使ってください。（認定こども園にありますので、ご相談ください）

- ②決定を受けた後、利用日の追加・変更・取り消しをする場合は、園にご相談ください。

- ③利用した月の翌月に納付書をお渡ししますので、指定された期日までに最寄りの金融機関（郵便局を除く）又は東海村役場でお支払いください。

※東海村役場では、行政棟1階の常陽銀行又は会計課で納付できます。開庁時間は午前8時30分から午後5時15分まで、毎月第1・3木曜日は午後7時まで窓口延長を行っています。

7 利用上の注意

- お子さまの体調不良などで緊急に連絡する場合がありますので、利用中は電話が常時つながる状態としてください。（就労先に連絡する場合があります） また、遠方への外出など、緊急時に保護者のお迎えが難しい場合には、行き先や対応方法などについて、事前に認定こども園に伝えてください。
- 予定の時間に間に合うよう、お迎えをお願いいたします。やむを得ない理由により間に合わない時は、必ず園に連絡してください。
- 虚偽の申請や利用料の未納など、預かり保育の実施が困難と認められる場合には、利用を取り消すことがあります。

8 その他

ご不明な点などございましたら、認定こども園にお尋ねください。